

会社に必要な 「軽減税率・インボイス・ 経過措置」の基礎知識

ポイント

- ☞ 「軽減税率制度」が一般事業会社に与える影響を解説！
- ☞ 現行方式と「区分記載請求書等保存方式」「適格請求書等保存方式」との違いを確認！
- ☞ 「インボイス制度」の導入に伴い税額計算などの実務に与える影響と対応策！
- ☞ 経過措置の種類と「事前に対応が必要な経過措置」とは？

5月24日

10:00~16:30

無料
クーポン OK

平成31年（2019年）10月1日から消費税率が10%に引き上げられるとともに、「軽減税率制度」が導入されます。軽減税率の適用は飲食料品店や小売業だけでなく、どここの会社にも影響が及ぶものです。そこで本セミナーでは、飲食料品店や小売業以外の一般事業会社において注意が必要な軽減税率の処理について解説します。

また、仕入税額控除の要件である請求書や帳簿の保存方式として、平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日までは区分記載請求書等保存方式が、平成35年（2023年）10月1日からは適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。タイムスケジュールに沿って、インボイス制度の概要と実務での留意点についてわかりやすく解説します。

税率の引上日である平成31年（2019年）10月1日前後の取引における新旧税率の適用について、具体例を挙げて確認します。

本セミナーは、会社経理に必要な「軽減税率・インボイス・経過措置」の実務対応と留意点について、わかりやすく解説いたします。

是非この機会にご参加を賜りますよう、ご案内申し上げます。

日時 ▶ 平成31年 5月 24日（金）10:00~16:30

会場 ▶ ハーネル仙台 〒980-0014 仙台市青葉区本町2-12-7 TEL:022-222-1121

受講料 ▶ 33,480円 [会員 29,160円] (テキスト、昼食代、消費税を含む)

※ 無料クーポンをご利用の方は、会員サイト「税研ウェブサービス」からお申し込みください。
<https://login.member.zeiken.co.jp/login>

申込方法 ▶ 申込書に記入の上FAXしてください。受講票と請求書をお送りいたします。

※ キャンセルの場合は、開催日の前営業日15時までにご連絡ください(受講料ご返金の際の振込手数料はお客様負担となります)。代理の方のご出席もお受けいたします。当日欠席された場合は、返金は致しかねますのでご了承ください。

講師紹介 ▶ 税理士 石井 幸子 氏

日本大学法学部卒業、平成12年勝島敏明税理士事務所（現 デロイトトーマツ税理士法人）入所後、平成15年税理士登録、現在、企業活動に附随して発生するさまざまな税務問題についてアドバイスを行っている。

主な著書に「接待飲食費を中心とした交際費等の実務」（税務研究会）、「会社分割実務必携」（法令出版、共著）「連結納税の鉄則30」「消費税の鉄則30」（中央経済社、共著）、「消費税率引上げ・軽減税率・インボイス〈業種別〉対応ハンドブック等」（日本法令、共著）等がある。

申込先

株式会社 税務研究会 東北支局

〒980-0021 仙台市青葉区中央2-10-9 仙台マルセンビル 8F TEL:022-222-3858

税研ウェブ
サービス各種
会員サイト入口



